

第2次静岡県消費者教育推進計画（2018年度～2021年度）

消費者教育の基本理念

- 消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践能力の育成
- 主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援
- 幼児期から高齢者まで段階特性に配慮
- 場（学校、地域、家庭、職域）の特性に対応
- 多様な主体間の連携
- 消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供
- 非常時（災害）の合理的行動のための知識・理解の普及・促進
- 環境教育、食育、国際理解教育、その他の消費生活に関連する教育施策との有機的な連携

消費者教育推進の基本的な方向

- イメージマップを活用し、ライフステージや場の特性に対応した体系的な推進
- 多様な主体との連携による推進
- 消費生活に関連する教育との連携による効果的な推進

社会的な環境の変化

- ◆民法の成年年齢の引下げ
- ◆高度情報通信社会の進展
- ◆高齢化の進行
- ◆相次ぐ企業の不祥事
- ◆環境に配慮した商品や地産地消の普及
- ◆持続可能な社会に向けた世界的な取組、国連におけるSDGsの採択

変化への対応

- ・民法の改正以降に成人となる中高生への消費者教育の実施
- ・インターネットトラブルを回避するための情報リテラシー、情報モラル教育の実施
- ・高齢者の消費者被害を減らすための地域の見守り体制の強化
- ・事業者への消費者志向経営の調査研究と考え方の普及
- ・消費者市民社会の理念の普及

主に取組んだ内容

- ・教材やポータルサイトを活用した「消費者市民社会」の理念の普及
- ・県庁内に消費者教育関連事業ワーキングを設置
- ・学校（高校、大学、専門学校等）への出前講座や教員向け研修の実施
- ・地域連絡会・地域連絡会議の設置と運営
- ・担い手養成のための研修会の開催
- ・ライフステージに対応したテーマ性のある消費者教育推進事業の実施

取組の課題

- ・消費者市民社会の認知度の不足
- ・ワーキングを継続し、事業の連携を図っていく必要がある
- ・教育委員会や学校との連携や相互の理解が不足
- ・県民生活センターが地域の拠点として取り組む課題への対応の明確化
- ・新たな担い手の掘り起こしや消費者教育関連事業における人材の活用が必要

取組の視点

- ①「消費者市民社会」の理念を普及するための消費者教育の推進
- ②若年者と高齢者の消費者トラブルを減らすための消費者教育の推進
- ③地域における消費者教育の推進体制の整備

自ら学び自立し
行動する消費者の
育成

施策体系

- 1 消費者市民社会の理念の普及
 - 多様な場における消費者市民社会の理念の普及
 - 持続可能な社会や環境に向けた県民意識の醸成
- 2 消費者教育の担い手となる人材の育成
 - 消費者教育の担い手のスキルアップ支援
 - 新たな担い手の養成
- 3 トラブルの未然防止と消費者の自立支援
 - 成年年齢引下げとインターネットトラブルへの対応
 - ライフステージに対応した消費者被害の未然防止
 - 主体的かつ適切な消費生活を送るための自立支援
- 4 地域における消費者教育の推進
 - 県民生活センターによる市町の取組支援
 - 地域の課題への対応

評価指標の設定

他部局関連事業の反映